

開催年月日

令和3年8月4日（水）

質問者

日本共産党 宮川 潤 委員

答弁者

少子高齢化対策監 京谷 栄一

介護運営担当課長 杉本 曜子

質問内容	答弁内容
<p>一 介護保険補足給付の縮小と負担限度額引き上げについて</p> <p>(一) 制度の概要について</p> <p>介護保険施設において、低所得者に対する支援として行われています補足給付が、この8月から縮小され、厚生労働省のチラシにおいては「介護保険制度における食・住居費の負担が重く生活が苦しくなるのです」というQ&Aも掲載されております。</p> <p>まずこの補足給付の制度の概要についてお知らせください。</p> <p>(二) 制度の変更について</p> <p>生活保護を受けている方のほか、世帯全員が市町村民税非課税の方、こういった方々に対する補足給付がされているということですが、預貯金等の資産による認定要件の変更、それから、施設入所者やショートステイ利用者の食費について変更になったものと承知しております。</p> <p>今回の制度の変更点について、どのようなものなのかお示しください。</p> <p>最後の高額介護サービス費についてなんです、今までは一か月で44,400円の負担だったものが、三段階になって一番低いところで44,400円だけれども、その上の段階は、いきなり93,000円、さらにその上の段階が、140,100円ということで、非常に大きな変更になったと、負担増のあり方が急激だというふうに思います。</p>	<p>【介護運営担当課長】</p> <p>補足給付についてでございますが、この制度は、特養などの介護保険施設やショートステイを利用される低所得者の食費や居住費の負担軽減を図るためのものでございまして、給付対象者は、生活保護を受けている方のほか、世帯全員が市町村民税非課税でございまして、本人及び配偶者が保有する預貯金等の額が国が定める基準額を超えない方となっております。</p> <p>また、給付額は、施設などが定める1日あたりの食費や居住費と、国が対象者の収入額に応じて定める負担限度額との差額となっております。</p> <p>【介護運営担当課長】</p> <p>制度改正の内容についてでございますが、今回の改正は、負担能力に応じましたご負担をいただく観点から、一定額以上の収入や預貯金等がある方の負担額などにつきまして見直しが行われたものでございまして、これまで、ご本人の収入の状況に関わらず、預貯金等の基準額は一律で単身が1,000万円まで、ご夫婦は2,000万円までとされていたところ、今回の見直しで、例えば、年収が80万円以下の方は、単身で650万円、ご夫婦で1,650万円、年収120万円を超える方は、単身で500万円、ご夫婦1,500万円までと御本人の収入状況に応じて基準額が細分化されたところでございます。</p> <p>また、在宅で暮らす方との公平性の観点から、食費の負担額についても変更され、収入80万円以下で、ショートステイを利用されている方は、1日あたり390円の負担が600円に、収入120万円を超える方は、施設利用者が650円から1,360円、ショートステイ利用者は650円から1,300円へと変更されております。</p> <p>そのほか、1か月に支払った利用者負担の合計が、国の負担限度額を超えた場合に、超過分が払い戻される高額介護サービス費につきましても見直しが行われ、市町村民税課税世帯は、これまで所得の多寡にかかわらず、一律で月額44,400円のご負担であったものが、所得に応じて3段階となり、月額93,000円、又は140,100円の負担区分が新設されたところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(三) 制度の対象から除外される場合について さて今回、所得によっても若干制度が複雑に変わりますけれども、持っている預貯金について、今までは単身であれば1,000万円までということが基準でありましたけれども、今度は500万円を超えて1,000万円以下の場合など、7月までは補足給付を受けて自己負担が抑えられていたという人が、今度は所得は増えない、預貯金も増えない、7月の時点と何も変わらないという状況のままですと、8月から補足給付の対象から除外される。つまり支援を受けられなくなる。あるいは減らされるという場合があるのではないかと思います。大きな負担増となるということも想定されますが、どういった例が考えられるのか示していただきたいと思えます。</p> <p>北海道全体の給付額についても減少すると考えられますけれども、集計中と思えますが、いつ明らかになるのか伺います。</p> <p>今の答弁ですけれども、650万円以上の預貯金があつて、特養を利用されている方の場合、ユニット型の個室の場合は、月額36,300円の負担だったものが、103,530円になる。負担増は67,230円。大変な負担増だと思います。67,230円が1か月で増えるということになりますから、年間で80万円以上の負担増だということになります。先ほども申し上げましたが、所得は変わらない、預貯金も変わらない、同じ状況で入所していた方が、制度だけ変わったということで、年間80万円以上の負担増になるということでもあります。</p> <p>(四) 事前周知について この負担増は8月からということですが、9月に入ってから、8月分の請求書が出ると思えます。多くの施設では。入所施設ですから、外来とは違って、1か月分、月末にまとめて8月の末に1か月分の請求額が計算される。9月の頭に発送される。その9月に、このような負担増の請求書が利用者のところに届くということになります。市町村の窓口や事業所での混乱、苦情ということはありません。事前の周知が不十分であり、まったく知らされていないという利用者も考えられます。</p> <p>どのように事前周知されたのか伺います。</p> <p>先ほども申し上げましたが、負担増の幅は非常に大きなものであります。しかし、率直に言うと、あまり知らされていない、周知されていないのではないかとというのが私の認識であります。たとえばチラシなど配布されているということでもありますけれども</p>	<p>【介護運営担当課長】 制度改正の影響についてでございますが、補足給付の見直しは、在宅で暮らす方の食費に係る公平性等の観点から行われたものでございまして、今回の見直しで、650万円以上の預貯金等がある特養を利用されている方が対象外となる場合は、ユニット型個室では、食費及び居住費の負担額が月額36,300円から103,530円となり、67,230円の増額、多床室を利用される方は、月額22,800円から69,000円となり、46,200円の増額となっております。</p> <p>また、制度改正に伴います8月分の給付額の状況は、介護保険月報によりまして、本年12月に暫定値として、把握することが可能となるものでございます。</p> <p>【介護運営担当課長】 利用者などへの事前周知についてでございますが、道では本年8月1日からの制度改正に伴いまして、ホームページにより、幅広く道民にお知らせをするとともに、保険者であります市町村に対しましては、国が作成いたしましたパンフレットやリーフレットを活用するなどして、利用者ご本人とご家族が改正内容を十分にご理解できるよう周知徹底を要請してきたところでございまして、市町村の庁舎玄関や窓口など、目につきやすい場所にポスターを掲示していただくとともに、リーフレットを活用してご本人やご家族にご説明を行っていただくなど、事前の周知を行っていただいたところでございます。</p> <p>また、介護サービス事業所に対しましても、国から直接、協力依頼を行っておりまして、ポスターの掲示はもとより、リーフレットを用いたケアマネによる事前説明など、ご本人やご家族に対する丁寧な周知に努めていただいているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>も、チラシが配布されてもですね、たくさん数字が並べられている場合、一体自分がどこに該当して、自分がどういう数字になるのかというのは、チラシが来てもこの中から自分がどこなのかということは容易に分からないことだと思います。</p> <p>特養ホームに入所されている方は、例えば高齢者の方が圧倒的です。いろいろな方がその連絡を受けたり、請求書を受け取ったりしますが、その配偶者が受け取る例も多いと思います。そうすると、請求書を受け取る方もかなりの高齢です。チラシだけ見て分かるのかというと、なかなか、そうは言えないのではないかと思います。きちんとお一人おひとり、負担増になる方について、なる方とならない方がいますから、ならない方はともかく、なる方については、一人ひとりきちんと事前に連絡をします。文書だけではなくて、人が伝えていくというような丁寧な対応をとることが必要だと思います。請求書が届くのは今後でありますから、まだ今からできることはたくさんあると思います。</p> <p>(五) 負担軽減措置について</p> <p>さて、こういう負担増が行われようとしていますけれども、これとは別に負担軽減措置というのがあると思います。その要件と内容についてお示しください。十分機能するのかという点が疑問でありますから、軽減措置、すでに利用されている方は何人いるのか、それは介護保険利用者の何%程度になるのか、この負担軽減措置の実効性について伺いたいと思います。</p> <p>おっしゃるような負担軽減措置というものも従前からあるということですね。ところが、3%以下の人しか利用されない。今回問題となっている、資産等の要件については、今まで1,000万までだったんですけれども、650万ないし500万が資産の基準になって、それ以上持っている人の場合は、この度の補足給付から外れるということで、大幅な負担増になると、このことも問題にしているんですけれども、今ある制度の負担軽減措置というのは、ただいまご説明のあったように預貯金の額が350万円以下、今回の変更よりもっと厳しい条件なんです。これでは今回500万円に、1,000万から500万円に資産の要件が厳しくなった、それで負担が増えることになったと、そういう方たちはこ</p>	<p>【介護運営担当課長】</p> <p>負担軽減措置についてでございますが、介護保険制度におきましては、低所得者が介護保険サービスを利用される際の自己負担額の軽減措置といたしまして、社会福祉法人等によります利用者負担軽減制度がございます。</p> <p>この制度の対象者は、市町村民税非課税世帯で、世帯の年間収入が150万円以下、預貯金等の額が合計350万円以下などの要件を満たされる方のうち、市町村長が生計困難と認めた方であり、社会福祉法人は、その方の介護保険サービスにかかります費用の割や食費等の利用者負担につきまして、その一部又は全額を軽減し、軽減を行った社会福祉法人に対しましては、保険者である市町村が補助を行い、国と道は、その市町村に対して補助を行うものがございます。</p> <p>また、令和2年度末で、この制度の利用者数は、7,892人となっております。全道の介護保険サービス利用者総数が270,153人であることから、全体の2.92%となっております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>の制度では救われない仕組みですよ。ですから、この利用者は3%という程度しかいない。私は、この制度では救われない、そういう人たちに対する措置が必要だと考えています。</p> <p>(六) 年度途中の再申請について 今回の見直しで補足給付の対象外となった人たち、例えば預貯金が多いですとか、そういった方々ですけれども、こういった方々が大変に高くなった利用料を払わなくてはならない、年間80万円以上の負担増になりますから。そうすると、預貯金を取り崩してそれを払っていかなくてはならないということになると思います。制度の手続きをするときはまだ預貯金が多かったんだけれども、毎月毎月の支払を預貯金を取り崩して支払っていくので、預貯金がだんだん減っていく、年度途中で認定要件以下の金額の預貯金になってしまうということがあると思います。そういった場合、年度途中で再申請を認めて、そこからの補足給付の対象と認めるべきだと思いますけれどもいかがですか。</p> <p>また、再申請が可能である、そのことについて、7月中に預貯金額などの届出を役所にしますけれども、その時点であなたは預貯金が多いので制度の対象外です、負担は増えます、ということを知らせなくてはならないと思うんですけれども、その時点で今は補足給付の対象にならないけれど、ちょっと酷なんですけれども年度途中で預貯金額が減っていった場合は制度の対象になるので年度途中であっても、再申請ということはできますよということを知らせるべきだと思います。それは相談者の方から、申請者の方から、途中で出来ますかということ聞かれなくても役所の方から知らせるべきだというふうに思います。この点、どう対応されるのか伺います。</p> <p>(七) 今後の対策等について この度は、コロナ禍によって経済の停滞や収入の減少というなかでの負担増でありましたので、影響もひとしおであります。</p> <p>入所施設の利用料を払えないために負担額が年間80万円以上増えるということですから、入所施設を退所しなくてはならないということに追い込まれるようなことはあってはなりません。また、ショートステイの場合でも期間を切り縮めるということも懸念されるのではないのでしょうか。見解を伺います。</p> <p>利用者、介護事業所等から実情を十分聞くことと合わせて、今後の利用状況を注視していくこと、道が福祉施策として一般財源で補う、また国に対策を求めることが必要ではないですか。答弁を求めます。</p>	<p>【介護運営担当課長】 年度途中の再申請についてでございますが、預貯金等が基準額を超えることにより、補足給付の対象外となった方につきましても、その後、預貯金等が減少して、基準額を下回った場合には、申請することにより給付の対象となる制度でございます。</p> <p>また、そうした場合の再申請の方法などにつきましては、ポスターやリーフレットなどを活用して周知を図っておりますが、実際に給付対象外となった場合は、市町村やケアマネが、ご本人とご家族に丁寧なご説明を行うこととしておりまして、普段からご本人の申請によります預貯金等の把握に努めていただいておりますとともに、把握できない場合でありましても、毎年、定期的に市町村民税非課税等の方の収入を確認する際に、併せて把握に努めていただくこととしておりまして、必要に応じて遡ってご本人に給付費を支給することとされているところでございます。</p> <p>【少子高齢化対策監】 今後の対応についてでございますが、この度の高額介護サービス費における一定の所得水準にある方の負担限度額や介護保険施設における食費の負担限度額などの見直しを内容といたします制度改正につきましては、高齢化が進む中、負担能力に応じた負担とする観点から行われたものであります。必要な介護サービスの利用をためらったり、そもそも利用できなくなったりすることがあってはならないことから、利用するご本人やご家族に今回の見直しの趣旨や内容を丁寧に説明をし、安心して介護保険サービスを利用していただくことが大変重要と考えてございます。</p> <p>このため、道では、市町村や事業所に対して、サービスを利用している方々の状況に応じてきめ細かな対応の徹底を働きかけますとともに、保険者指導や事業者指導の場を活用いたしまして、利用状況の把握にも努めますほか、他県とも連携をし、国に対して、低所得者の負担軽減措置の拡充を要望するなどして、高齢者が、地域で安心して暮らすことができるよう取り組んでまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>負担が増えることによって必要な介護サービスが利用できなくなる、あるいは利用がためらわれる、これならいったい何のための介護制度だというふうに思うんですね。今回の制度改定は撤回すべきであります。先ほど預貯金が減って基準以下になった場合には再申請が可能だという答弁がございましたが、預貯金があるうちは高い負担がかかり続けるということで、非常に過酷な制度だと思います。しかし、再申請が可能であることを十分に周知し、必要な介護が受けられないということが起きないように、十分丁寧な対応をすることを求めて質問を終わります。</p>	